

様式第6号（第3条関係）

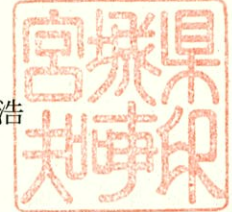
行政文書不開示決定通知書（不存在）

原対第161号

令和5年12月6日

女川原発の避難計画を考える会
代表 原 信雄 様

宮城県知事 村 井 嘉 浩



令和5年11月22日付けで請求のあった行政文書については、情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示をしないことを決定したので通知します。

行政文書の内容	1 「女川原発の避難計画を考える会」からの別紙（メール添付）第1次質問から第4次質問を女川地域防災協議会の作業部会のテーマにするかどうかについて、宮城県の内部で協議した経過と結果が分かる一切の文書。 2 上記質問を女川地域防災協議会の作業部会のテーマにするかどうかについて、石巻市、内閣府と協議した経過と結果が分かる一切の文書。
行政文書が存在しない理由	対象となる行政文書を作成していないため。
担当課(所)	復興・危機管理部原子力安全対策課 電話番号（022）211-2341
備考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。